

公共事業における保護価値と「決め方」に関する研究

羽鳥 剛史¹・梶原 一慶²

¹正会員 愛媛大学大学院准教授 理工学研究科生産環境工学専攻 (〒790-8577 愛媛県松山市文京町3番)
E-mail:hatori@cee.chime-u.ac.jp

²非会員 愛媛大学 工学部環境建設工学科 (〒790-8577 愛媛県松山市文京町3番)

公共事業に関わる意思決定を図る上で、他の価値とのトレードオフを拒絶する「保護価値」を有する人が存在する場合、異なる価値間の比較衡量が出来ず、適切な判断を為すことが困難となる可能性がある。本研究では、公共事業における「保護価値」の問題に着目し、保護価値の心的特徴を明らかにするとともに、保護価値を持つ人が許容し得る公共事業の「決め方」とはどのようなものであるかについて実証的に検討することを目的とした。アンケート調査より、保護価値が義務論的ルールに基づいていることを示唆する結果が得られた。また、保護価値を有する人は、費用便益分析によって事業が採択された場合に、その他の決め方と比べて、当該事業に対する受容意識が低い傾向が見られた。

Key Words : protected value, deontological rule, consensus building, omission bias, consequentialism

1. はじめに

公共事業に関わる意思決定問題には、例えば、環境と開発、公平性と効率性等、様々な価値葛藤が含まれる場合が少なくない。資源制約に限界が存在する以上、全ての価値を遍く最大化するような事業を実現することは実質的に不可能である。必然、公共事業を実施するに際しては、様々な価値を比較衡量しながら最善の選択肢を見出すという適正なる判断が常に問われることとなる。

一方で、公共事業に関わる意思決定の場において、特定の価値のみに絶対的な重きを置く人がいたとすれば、異なる価値との比較衡量が著しく困難となる。例えば、仮に“森林”に対して無限の価値を置く人が存在したとしよう。この時、そうした個人は、“森林”の価値を僅かでも損なうような事業に対して断固として反対することが予想される。もしも当該事業に関わる意思決定がそうした個人に委ねられたとすれば、“森林”という特定の価値のみを重視した事業が実現され、その他の価値—例えば、人間の“生命”という価値—が犠牲に供される可能性が存在する。さらに言えば、“人間の生命”に対して無限の価値を有する別の人が存在する場合も考えられる。この時、双方がそれぞれ“森林”と“人間の生命”に対して無限の価値を有することとなり、社会的な意思決定を下すことが出来なくなる恐れがある。

こうした「特定の対象に対する絶対的な価値」の問題については、認知心理学の分野において「保護価値 (protected value)」に関する研究が蓄積されている¹⁾²⁾。Baron他³⁾によれば、「保護価値」とは一般に「他の価値とのトレード・オフから護られている価値」と定義される。あるいは、経済学の用語を用いれば、「保護価値」とは「限界代替率が無限大の価値」を表している。要するに、より日常的な表現を用いれば、「是が非でも自分の価値を護ることが大事である」という絶対的な信念に基づく価値を意味している。人々は、“人間や動物の生命”“自然環境”“人間の権利”“神聖なもの”“芸術作品”等に対してしばしば保護価値を有することが指摘されている⁴⁾。例えば、“生命”や“環境”に絶対的な価値を置く(逆に言えば、“生命”や“環境”さえ護られればそれで良しとするような)所謂“生命至上主義”や“環境保護主義”等の立場は、保護価値の典型的な例であると考えられる。個人がある対象に対して保護価値を有する場合、その価値を損なうような一切のトレードオフを拒絶する結果となる。

この様に、公共事業に関わる意思決定の場において、保護価値を有する人が存在する場合、異なる価値の間で比較衡量することが困難となり、場合によっては、意思決定そのものが頓挫する可能性がある。そのため、公共事業に関わる意思決定や合意形成を進める上では、保護

価値の存在に十分に配慮することが重要であると考えられる。特に、公共事業に対して保護価値を有する人が存在する場合に、どのような意思決定プロセスであれば、保護価値を持つ人の極端な態度を可能な限り緩和することが出来るか（少なくとも、より一層激化することがないか）という問題は、事業に関わる適切な判断を実現する上で重要な問題である。しかしながら、従来の土木計画学においては、公共事業における保護価値の問題についてはほとんど着目されておらず、保護価値の特徴や保護価値の存在を前提とした計画手続きのあり方等については十分に検討されていないのが実情である。

以上の問題意識の下、本研究では、公共事業における保護価値の基本的特徴を把握するとともに、保護価値を持つ人が許容し得る公共事業の「決め方」とはどのようなものであるかについて実証的に検討することを目的とする。まず、公共事業に対して保護価値を有する人がどのような心的性質を有しているかについて、既往研究を基に検討を行う。その上で、公共事業の「決め方」と保護価値を有する人の受容意識との関連について検討する。そこで、公共事業の「決め方」として、「費用便益分析」「慣例・法令」「多数決」「話し合い」の4つを想定し、それぞれの決め方に対する受容意識を比較検討する。こうした保護価値の心的性質やその受容意識について検討することを通じて、公共事業に関わる合意形成を図る上での保護価値の問題点や、保護価値を有する人が存在する場合に、どのように意思決定手続きを進めていくべきかについての基礎的知見を得ることが本稿の狙いである。

なお、後述するように、保護価値は「特定の対象を護るべきである」という強い義務感に基づくものであり、それ自体、道徳的な態度を表しているとの考え方も成り立ち得るものと思われる。ただし、Baron³⁾によれば、保護価値は、それが他の価値とのトレードオフを忌避するものである以上、道徳的(moral)であるとは言いがたく、道徳主義的(moralistic)なものであるとされる。なぜなら、道徳判断とは本来、HabermasやKohlberg等の道徳哲学においても論じられているように、様々な価値間の道徳的葛藤を経て形成され得るものであり、そうした価値葛藤を許容しない保護価値は、この意味において道徳的でなく、道徳主義的であるに過ぎないと考えられるためである。本研究は、保護価値の心的性質、及び、公共事業の決め方と保護価値を有する人の受容意識との関連について検討するものであり、保護価値の是非そのものについては必ずしも議論するものではないが、保護価値は、それが定義上、他の価値とのトレードオフを排除するものであることから、非道徳的な態度であるとの可能性は否定できないものと言える。

2. 理論仮説

(1) 保護価値の心的性質

保護価値は一般に、行動の帰結ではなく、行動そのものに対する「義務論的ルール(deontological rule)」に基づいていると言われている¹⁾。功利主義の立場においては、行動の善し悪しは、その行動の帰結から判断される。それに対して、保護価値を有する人は、行動の帰結に関わらず、ある行動を為すこと自体に対して、義務的な支持もしくは不支持の信念を有している。例えば、“森林”に対して保護価値を有している人は、「木を伐る」という行為そのものに対して絶対的な否定の念を抱いていると考えられる。保護価値は、それがこうした義務論的ルールに基づいていることから、①「量的不偏性」、②「義務感」、③「顕示傾向」、④「怒り」、⑤「不作為バイアス」という性質を持ち得ることが指摘されている¹⁾⁴⁾⁵⁾。第1に、保護価値は、行動の結果に依存しないため、その行動に対する態度は、結果の「量」には関係しないという性質がある。森林の例を用いれば、保護価値を有する人は、伐採行動によって森林がどの程度伐採されるかに関わらず、その行動自体を否定しているものと考えられる。第2に、保護価値を有している人は、当該の行動を為すこと、もしくは当該の行動を阻止することを、自らに課された義務であると感じている傾向にあることが指摘されている。その上で、第3に、話し合い等の場において、自分が重視する価値を護るべきことを他の人々に顕示する傾向にあると考えられている。それと共に、第4に、そうした価値が損なわれることに対して強い怒りの感情を抱くことも指摘されている。さらに、最後に、保護価値は、行動そのものに対する非帰結主義的な義務感に基づいていることから、その行動を“行わない”ことによる諸帰結に対しては十分に配慮していないという性質がある。その結果、行動を行わないことによる諸問題を軽視する傾向にあると指摘されている。こうしたある行動を為すことによる諸問題よりも、行動を為さないことによる諸問題を軽視する傾向は「不作為バイアス」と呼ばれており、保護価値と関連する心的性質であると言われている。

以上をまとめると、保護価値を有している人は、以下の心的特徴を持っているものと考えられる。

保護価値を有する人は、そうでない人に比べて、 <ul style="list-style-type: none">・保護価値に関する「量的不偏性」が高い、・保護価値に対する「義務感」が強い、・保護価値に関する自分の意見を「顕示」する傾向が高い、・保護価値を損なうことに対して「怒り」を感じる傾向が高い、
--

・保護価値に関わる諸行動に対して「不作為バイアス」を有している傾向が高い。

(2) 公共事業の「決め方」と保護価値を有する人の受容意識

それでは、保護価値を有する人は、どのような公共事業の「決め方」を適切なものであると受け入れるのであろうか。本研究では、この問題について検討する上で、公共事業を実施する上での4つの「決め方」を想定し、それぞれについて保護価値を有する人とそうでない人の当該事業に対する受容意識を比較検討することとした。

さて、藤井⁶⁾によれば、社会的意思決定の方法は、帰結主義的方法と非帰結主義的方法に大別される。帰結主義的方法の代表例としては費用便益分析が挙げられる。一方、非帰結主義的方法としては、慣例や法令に従う方法や話し合いによる方法が挙げられる。ここで、保護価値が非帰結主義的な義務論的ルールに基づいていることを踏まえると、帰結主義的な決め方は、保護価値を有する人において、認知的な不整合をもたらし、そうした決め方に基づく事業に対して否定的な意見を持つ可能性が考えられる。特に、費用便益分析を実施する上では、事業実施による諸効果を金銭タームで換算することが必要であるが、保護価値を持つ人は、自分の重視する価値を金銭換算することを拒絶するものと予想されるところである。

以上のことから、本研究では以下の仮説を措定した。

保護価値を持つ人は、そうでない人に比べて、費用便益分析による帰結主義的な決め方よりも、その他の非帰結主義的な決め方によって、事業が選択される場合の方が、その事業に対する受容意識が高い傾向にある。

本研究では、藤井⁶⁾を基にして、帰結主義的な決め方として「費用便益分析」、非帰結主義的な決め方として「慣例・法令」と「話し合い方式」、それ以外の決め方として「多数決方式」という4つの方法を取り上げ、それぞれについて個人の受容意識を比較検討し、上述の仮説を検証することとした。

3. 調査

(1) 調査概要

本研究では、「ダム建設事業(以下、「ダム事業」)」と「原子力発電所の建設事業(以下、「原発事業」)」という2つの公共事業を取り上げ、それぞれ東京工業大学の学生102名(年齢平均21.3歳、男性77%、女性19%)、及び、愛媛大学の学生104名(年齢平均19.5歳、男性86%、女性14%)に対して、保護価値についてのアンケ

ート調査を実施した。この調査では、「ダム事業」については「生態系」，「原発事業」については「人間の命」という価値を想定し、各事業がこれらの価値に影響を及ぼすというシナリオを設定した。そして、それぞれの公共事業について、保護価値の保持傾向、保護価値の心的性質、4つの「決め方」に対する受容意識について質問した。

(2) 調査項目1：保護価値保持傾向

a) ダム事業

まず最初に、ダムの建設事業によって生物種が絶滅するという仮想的なシナリオを以下の通り提示した。

「ある希少生物が絶滅の危機に瀕しています。この生物の生息する地域では、現在、ダムの建設事業が計画されています。このダムが建設されると、その生物種は永遠に絶滅することとなります。」

以上のシナリオを提示した後、調査協力者の保護価値保持傾向を把握するため、Baron⁷⁾に従い、「このダム事業に対するあなたの考えに最も近いものはどれですか?」と問い、

(選択肢1)「このダム事業は、それがどれほど利益をもたらすものであっても、決して受け入れられない。」

(選択肢2)「このダム事業は、それが十分な利益をもたらすものであれば、受け入れられる。」

(選択肢3)「このダム事業には賛成である。」

の中から一つを選択してもらった。ここで、「選択肢1」を選択した調査協力者は保護価値を保持している傾向が高いものと考えられる。以下では、この問いに対する回答結果を「保護価値保持傾向(1)」とし、「選択肢1」を選択した人を「保護価値群(1)」，「選択肢2」を選択した人を「非保護価値群(1)」に分類した。

以上の質問に加えて、「このダム事業がどれほどの利益をもたらすものであるならば、この事業を受け入れられるかなんて、想像することすら出来ない。」という項目に対して、どの程度当てはまるかを7段階（「とてもあてはまる」から「全くあてはまらない」）で測定した。以下では、この7段階尺度を「保護価値保持傾向(2)」と呼ぶこととする。また、保護価値の有無による比較検討を行うため、便宜上、この尺度得点が「4（どちらとも言えない）」よりも高い人を「保護価値群(2)」，「4」よりも低い人を「非保護価値群(2)」に分類した。

b) 原発事業

原子力発電所の建設事業によって、地域住民が危険に晒される可能性があるという仮想的なシナリオを提示した。

「近年、電力の需要が増加しています。そのため、ある地域では原子力発電所の建設が計画されています。もし、この原子力発電所がなんらかの事故に遭うと、その地域の住民は放射線による影響を受けることとなります。」

以上のシナリオを提示した後、調査協力者の保護価値

保持傾向を把握するため、ダム事業の場合と同様に、「この原発事業に対するあなたの考えに最も近いものはどれですか?」と問い、

(選択肢1)「この原発事業は、それがどれほど利益をもたらすものであっても、決して受け入れられない。」

(選択肢2)「この原発事業は、それが十分な利益をもたらすものであれば、受け入れられる。」

(選択肢3)「この原発事業には賛成である。」

の中から一つを選択してもらった(「保護価値保持傾向(1)」。また、上述の通り、「選択肢1」を選択した人を「保護価値群(1)」,「選択肢2」を選択した人を「非保護価値群(1)」に分類した。

さらに、「この原発事業がどれほどの利益をもたらすものであるならば、この事業を受け入れられるかなんて、想像することすら出来ない。」という項目に対して、どの程度当てはまるかを7段階(「とてもあてはまる」から「全くあてはまらない」)で測定した(「保護価値保持傾向(2)」。ダム事業と同様に、この尺度得点が「4(どちらとも言えない)」よりも高い人を「保護価値群(2)」,「4」よりも低い人を「非保護価値群(2)」に分類した。

(3) 調査項目2: 保護価値の心的性質

調査協力者の「量的不偏性」「義務感」「顕示傾向」「怒り」「不作為バイアス」の程度を量るため、以下の質問文を設定した。本節では、主に「ダム事業」について説明するが、「原発事業」についても同様の質問を設けた。

① 「量的不偏性」

調査協力者の「量的不偏性」を把握するため、「このようなダム事業(原発事業、以下同様)は、たとえ今回限りであろうと、将来再び行われようと、同じように間違っていることに変わりはない。」

という質問項目を設定し、「とてもそう思う」から「まったくそう思わない」の7段階で回答を要請した。

② 「義務感」

「我々には、このダム事業を阻止する義務がある。」

という質問項目を設定し、「とてもあてはまる」から「まったくあてはまらない」の7段階で回答を要請した。

③ 「顕示傾向」

「あなたは、このダム事業を巡る討論に参加しているものと想像して下さい。このような状況において、あなたはこの事業に対する自分の意見を積極的に示すべきだと思いますか?」

という質問項目を設定し、「とてもそう思う」から「まったくそう思わない」の7段階で回答を要請した。

④ 「怒り」

「このようなダム事業に対して憤りを感じる。」

という質問項目を設定し、「とてもあてはまる」から「まったくあてはまらない」の7段階で回答を要請した。

⑤ 「不作為バイアス」

ダム事業を行わないことによる帰結として、新たに以下のシナリオを提示した。

「もし、このダム建設をしなければ、河川流量の自然な変化によって、10種の生物が絶滅することとなります。一方、このダムを建設すれば、これら10種の生物を絶滅から救うことができますが、ダムの建設によって、下流域の3種の生物が絶滅することとなります。」

その上で、「あなたは、このダム事業に賛成しますか?」について、「強く賛成」から「強く反対」までの7段階で回答を要請した。さらに、「あなたは、このダム事業によって絶滅する生物が何種類までなら、この事業を行っても良いと思いますか?その上限をお答え下さい。」という質問を設けて、許容上限数を回答してもらった。

原発事業については、以下のシナリオを提示した。

「今回、原子力発電所を建設しようとしている地域(「地域A」とは別に、隣の県(「地域B」)では既に原子力発電所が稼働しています。地域Bの原子力発電所が事故に遭うと、その周辺住民10万人が放射線による影響を受けることとなります。一方、地域Aに原子力発電所を建設すれば、地域Bの原子力発電所は廃炉となり、地域Bの10万人の人々は放射線による影響から免れます。しかし、地域Aの原子力発電所が事故に遭うと、その周辺住民3万人が放射線による影響を受けることとなります。」

その上で、「あなたは、この原発事業に賛成しますか?」について、「強く賛成」から「強く反対」までの7段階で回答を要請した。さらに、「あなたは、この原子力発電所の建設事業によって放射線の危機にさらされる住民が何万人までなら、この事業を行っても良いと思いますか?その上限をお答え下さい。」という質問を設けて、許容上限数を回答してもらった。

(4) 調査項目3: 公共事業の「決め方」と受容意識

a) ダム事業

上述のダム事業を以下の異なる方法により採択したという仮想的な状況を想定し、それぞれについて調査協力者のダム事業に対する賛否意識を測定した。

① 「費用便益分析」

「政府は、このダム事業の**費用と便益**を算出し、事業を行うか否かを決定することとしました。その際、絶滅危惧種が絶滅することによる社会的費用を、**1種あたり100億円**として計算しました。

そして、事業の便益と費用を算定したところ、**便益の方が費用を上回る**ことが分かりました。そのため、政府はこの事業を行うことを決定しました。」

② 「慣例・法令」

「政府はこれまでの**慣例や法令**に従い、このダム事業を行うか否かを決定することとしました。これまで、こうしたダム事業は、国の環境条例の基準を満たしている限り、実施されてきました。今回のダム事業はこの**基準を満たしている**ことが分かりました。そのため、政府はこの事業を行うことを決定しました。」

表-1 「保護価値保持傾向(1)」の回答分布

	保護価値群(1) (選択肢1)	非保護価値群(1) (選択肢2)	それ以外 (選択肢3)
ダム事業	47人(49.4%)	45人(47.4%)	3人(3.2%)
原発事業	25人(24.0%)	63人(60.6%)	16人(15.4%)

表-2 「保護価値保持傾向(2)」の記述統計量と回答分布

	平均	標準偏差	保護価値群(2) (尺度得点>4点)	非保護価値群(2) (尺度得点<4点)	それ以外 (尺度得点=4点「どちらとも言えない」)
ダム事業	4.24	1.76	45人(44.1%)	33人(32.4%)	24人(23.5%)
原発事業	2.17	0.76	22人(21.2%)	40人(38.5%)	42人(40.4%)

③「多数決」

「政府は住民の**多数決**に従って、このダム事業を行うか否かを決定することとしました。多数決の結果、このダム事業は多くの人々から**支持されている**ことが分かりました。そのため、政府はこの事業を行うことを決定しました。」

④「話し合い」

「政府は**話し合い**の結果を基に、このダム事業を行うか否かを決定することとしました。そのため、政府は賛成派と反対派の双方による話し合いの場を設けました。この話し合いの結果、このダム事業を**支持する結論**に至りました。そのため、政府はこの事業を行うことを決定しました。」

それぞれのシナリオ提示後、「あなたはこのダム事業に賛成しますか?」について、「強く賛成」から「強く反対」までの7段階で回答を要請した。

b) 原発事業

ダム事業と同様に、以下の異なる方法を想定し、それぞれについて調査協力者の原発事業に対する賛否意識を測定した。

①「費用便益分析」

「政府は、この原発事業の**費用と便益**を算出し、事業を行うか否かを決定することとしました。その際、原子力発電所が事故に遭うことによる社会的費用を、**1つの市町村あたり10兆円**として計算しました。

そして、事業の便益と費用を算定したところ、**便益の方が費用を上回る**ことが分かりました。そのため、政府はこの事業を行うことを決定しました。」

②「慣例・法令」

「政府は、これまでの**慣例や法令**に従い、この原発事業を行うか否かを決定することとしました。これまで、こうした原発事業は、国の安全基準を満たしている限り、実施されてきました。今回の原発事業はこの**安全基準を満たしている**ことが分かりました。そのため、政府はこの事業を行うことを決定しました。」

③「多数決」

ダム事業と同様のシナリオを設定した。

④「話し合い」

ダム事業と同様のシナリオを設定した。

それぞれのシナリオ提示後、「あなたはこのダム事業に賛成しますか?」について、「強く賛成」から「強く反対」までの7段階で回答を要請した。

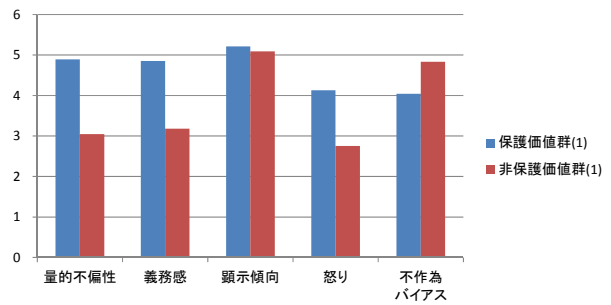


図-1 保護価値と心的特徴との関連 (ダム事業)

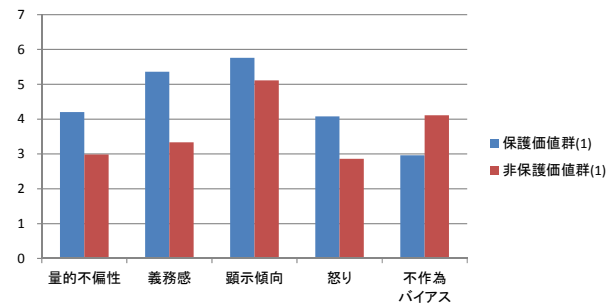


図-2 保護価値と心的特徴との関連 (原発事業)

4. 結果

(1) 保護価値の保持傾向

ダム事業と原発事業のそれぞれについて、調査協力者の「保護価値保持傾向(1)」の回答分布を表-1に示す。ダム事業については、保護価値群と非保護価値群の人数がほぼ同程度であった。一方、原発事業については、保護価値群の人数が全体の約4分の1程度であった。

次に、「保護価値保持傾向(2)」の回答結果の記述統計量と回答分布を表-2に示す。この尺度得点の平均について、ダム事業よりも原発事業の方が低い結果となった。すなわち、原発事業においては、ダム事業に比べて、「この事業を受け入れるか否かを想像することさえ出来ない」と感じる傾向は低い結果となった。この尺度得点が4点より高いか否かによって分類した各群の分布についても、原発事業では、ダム事業に比べて、保護価値群の割合が少ない傾向が見られた。

(2) 保護価値の心的性質

ダム事業と原発事業について、保護価値群(1)と非保護価値群(1)との間で、関連尺度の平均値を比較した結果をそれぞれ図-1、図-2示す。

まずダム事業については、保護価値群は非保護価値群に比べて、量的不偏性が高い ($t=5.52, p=.00$)、義務感が高い ($t=4.83, p=.00$)、怒りを感じる ($t=3.79, p=.00$) 傾向が見られた。一方、顕示傾向に関しては、保護価値群と非保護価値群との間で有意差は確認されなかった ($t=0.38, p=n.s.$)。また、不作為バイアスについて

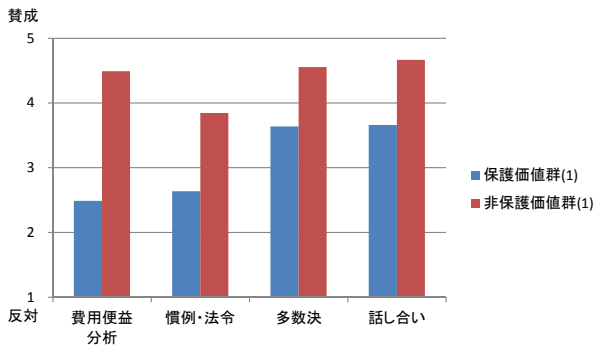


図-3 「決め方」と受容意識 (ダム事業, 保護価値保持傾向(1))

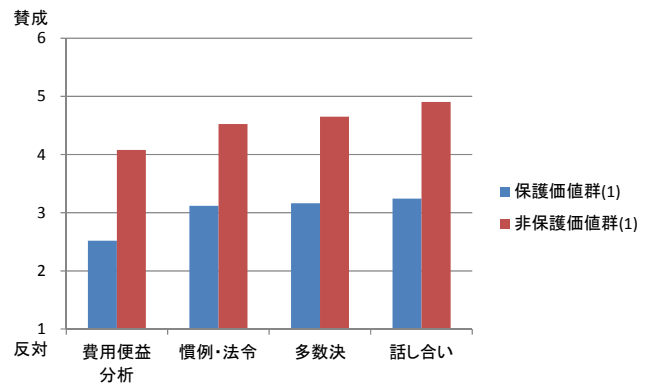


図-5 「決め方」と受容意識 (原発事業, 保護価値保持傾向(1))

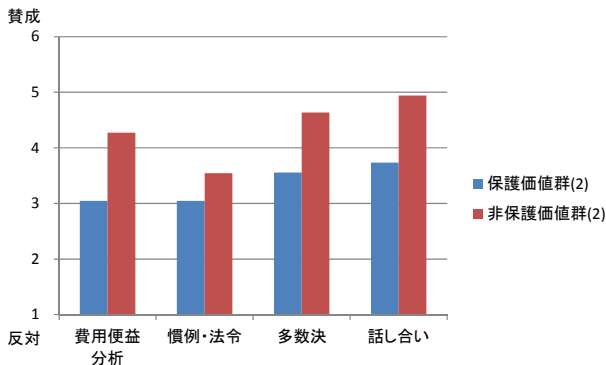


図-4 「決め方」と受容意識 (ダム事業, 保護価値保持傾向(2))

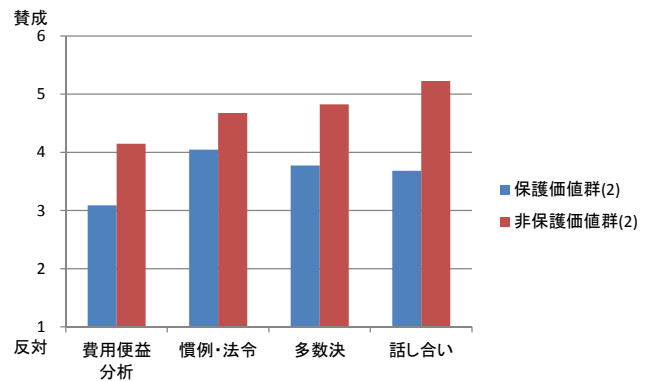


図-6 「決め方」と受容意識 (原発事業, 保護価値保持傾向(2))

は、保護価値群と非保護価値群との間で、事業に対する賛否意識に有意差が確認された ($t=-2.65, p=.01$)。さらに、ダム事業による絶滅生物種の許容上限数の平均を比較すると、保護価値群については平均2.34種類 (標準偏差2.39種類)、非保護価値群については平均4.48種類 (標準偏差3.17種類) となり、両群の間で有意差が認められた ($t=-3.26, p<.001$)。

次に、原発事業については、保護価値群は非保護価値群に比べて、量的不偏性が高い ($t=3.27, p<.01$)、義務感が高い ($t=6.33, p=.00$)、顕示傾向が高い ($t=2.21, p=.03$)、怒りを感じる ($t=3.37, p<.01$) 傾向が見られた。不作為バイアスについても、保護価値群と非保護価値群との間で、事業に対する賛否意識に有意差が確認された ($t=-3.15, p<.01$)。さらに、原発事業によって危険に晒される住民数の許容上限数の平均を比較すると、保護価値群については平均1.09万人 (標準偏差2.78万人)、非保護価値群については平均3.63万人 (標準偏差4.12万人) となり、両群の間で有意差が認められた ($t=-2.55, p=.01$)。

(3) 公共事業の「決め方」と受容意識

ダム事業について、4つの「決め方」に対する受容意識を保護価値群と非保護価値群の間で比較した結果を、「保護価値保持傾向(1)」の測定尺度を用いた結果については図-3に、「保護価値保持傾向(2)」の測定尺度を用いた結果については図-4に示す。これらの図に示されて

いるように、保護価値群にとっては、「費用便益分析」によって事業が採択された場合に、その他の決め方に比べて、受容意識が低い傾向が確認された。一方、非保護価値群においては、「慣例・法令」に従い事業が採択された場合に、受容意識が低い傾向が見られた。また、保護価値の有無に関わらず、「話し合い」によって事業が採択された場合に、最も受容意識が高い傾向が見られた。

以上の結果を踏まえて、保護価値群と非保護価値群との間で、事業の決め方による賛否傾向に差異が存在するか否かを調べるため、各群を被験者間要因、4つの決め方を被験者内要因として、「群(保護価値群/非保護価値群) × 「決め方(費用便益分析/慣例・法令/多数決/話し合い)」の分散分析を行った。その結果、「保護価値保持傾向1」については、「群」 × 「決め方」の交互作用が有意となった ($F(2, 89) = 3.84, p = .01$)。一方、「保護価値保持傾向2」については有意な結果は確認されなかった ($F(2, 75) = 1.72, p = n.s.$)。

次に、原発事業についても同様に、4つの「決め方」に対する受容意識を保護価値群と非保護価値群の間で比較した結果を、「保護価値保持傾向(1)」の測定尺度を用いた結果については図-5に、「保護価値保持傾向(2)」の測定尺度を用いた結果については図-6に示す。まず、ダム事業と同様に、保護価値群においては、「費用便益分析」によって事業が採択された場合に、最も受容意識が低い傾向が見られた。ただし、ダム事業の場合と異な

り、非保護価値群においても、「費用便益分析」において受容意識が最も低いという結果となった。また、非保護価値群においては、「話し合い」によって事業が採択された場合に、受容意識が高い結果となったが、保護価値群においてはそうした明確な傾向は確認されなかった。

ダム事業と同様に、「群(保護価値群/非保護価値群)×「決め方(費用便益分析/慣例・法令/多数決/話し合い)」の分散分析を行った。その結果、「保護価値傾向1」については有意な交互作用は確認されなかったが($F(2, 85)=0.36, p=ns.$)、「保護価値傾向2」においては有意な交互作用が確認された($F(2, 63) = 2.32, p < .10$)。

5. まとめ

(1) 保護価値の心的性質について

保護価値を有する人がどのような心的特徴を有しているかについて、既往研究に基づいて、保護価値の有無と量的不偏性、義務感、顕示傾向、怒り、不作為バイアスとの関連を検討した。その結果、ダム事業における顕示傾向を除いて、保護価値とこれらの心理尺度との間に有意な関連性が認められた。すなわち、一般に保護価値を持つ人は、そうでない人に比べて、量的不偏性が高い、保護価値に対する義務感を持っている、保護価値を損なうことに対して怒りを感じている、不作為バイアスを持つ傾向が高いことが示された。この結果は、保護価値が義務論的ルールに基づいているとの既往研究の知見を改めて支持するものであると考えられる。また、本研究で用いた保護価値の測定尺度に関して、既往研究の理論的、実証的知見と同様の傾向が認められたという以上の結果は、本研究の測定尺度に一定の妥当性があることを示唆するものと考えられる。

以上の心的性質の中でも、保護価値と不作為バイアスとの関連については、公共事業に関わる適切な意思決定を図る上で、十分に留意すべきであるように思われる。本研究の結果は、保護価値を有する人においては、ある行動を為さないことによる諸問題に十分に配慮しない傾向が有り得ることを示唆している。もしそうであるならば、公共事業に関わる意思決定の場において、保護価値に基づく意見が支配的になると、そうした人々が否定するような行動を“行わない”ことによる諸問題を考慮しないという、所謂「不作為の罪」に陥る可能性が存在するものと考えられる。こうした事態を避ける上では、保護価値がそうした不作為に対するバイアスを持ち得るものであることに十分に留意する必要があると言える。

(2) 公共事業の「決め方」と保護価値について

ダム事業と原発事業ともに、保護価値群においては、

費用便益分析によって事業が採択された場合に、他の決め方に比べて、当該事業に対する受容意識が最も低いという結果となった。また、ダム事業については「保護価値保持傾向(1)」尺度を用いた場合において、原発事業については「保護価値保持傾向(2)」尺度を用いた場合において、保護価値の有無と決め方との間で有意な交互作用が確認された。以上の結果は、「保護価値を持つ人は、そうでない人に比べて、費用便益分析による帰結主義的な決め方よりも、その他の非帰結主義的な決め方によって、事業が選択される場合の方が、その事業に対する受容意識が高い傾向にある」との本研究の仮説を支持するものであると考えられる。

以上の結果より、保護価値を有する人に対しては、費用便益分析の結果を示しても、事業に対する受容意識は向上し難いものと考えられる。無論、この結果は、費用便益分析そのものの意義を否定するものではないが、この結果が含意する重要な示唆は、公共事業に関わる意思決定において、保護価値を持つ人が存在する場合、素朴に費用便益分析の結果を示すだけでは、そうした個人からの賛同を得ることを期待することは困難であるという点である。場合によっては、費用便益分析の結果を示すことによって、保護価値を有する人が当該事業をより一層拒絶することも懸念されるところである。こうした状況では、話し合い等の非帰結主義的な方法を通じて、保護価値を有する人が過剰に拒否反応を示すことを可能な限り緩和しつつ、適切な意思決定を実現することに努めることが重要であると言える。

参考文献

- 1) Baron, J. & Spranca, M.: Protected value, *Organizational Behavior and Human Decision Processes*, Vol.70, No.1, pp.1-16, 1997.
- 2) Tetlock, P. E., Lerner, J. & Peterson, R.: Revising the value pluralism model: Incorporating social content and context postulates. In C. Seligman, J. Olson, & M. Zanna (Eds.), *The Psychology of Values: The Ontario Symposium, Volume 8*. Hillsdale, NJ: Erlbaum, 1996.
- 3) Baron, J.: Value trade-offs and the nature of utility: bias, inconsistency, protected values, and other problems. Paper for conference on behavioral economics. American Institute for Economic Research, Great Barrington, MA, July, 2002.
- 4) Baron, J.: Biases in the quantitative measurement of values for public decisions. *Psychological Bulletin*, Vol. 122, pp. 72-88, 1997.
- 5) Ritov, I., & Baron, J.: Protected values and omission bias. *Organizational Behavior and Human Decision Processes*, Vol. 79, pp. 79-94, 1999.
- 6) 藤井聡: 土木計画学—公共選択の社会科学, 学芸出版社, 2008.

(2011.8.5 受付)